「中央区自治協議会部会の設置及び運営に関する要綱」の一部改正について

1 改正の経緯

平成28年度第11回中央区自治協議会において、部会編制の見直し(案)が承認されたことに伴い、「中央区自治協議会部会の設置及び運営に関する要綱」の一部を改正する。

2 改正の概要および理由

2 以上の似安のより理由		
主な改正点	現行	理由
・ 地域活性化部会, 福祉・安 心安全部会, 地域と学校部会 , 水辺とみなと部会とする。	拠点と賑わいのまち部会, 人にやさしい暮らしのまち部 会, 水辺とみなとのまち部会 となっている。	・ 幅広い分野できめ細 かく地域課題を検討す る体制が望まれている。 人にやさしい暮らしの まち部会は,所掌範囲 も広いため,部会を細 分化するなどの対応が 必要であるため。
・ 中央区自治協議会だより 編集部会について、4部会 から各2名の委員(計8名) 構成とする。	・ 中央区自治協議会だより 編集部会について、3部会 から各2名の委員(計6名) 構成となっている。	・ 部会編制の見直しに 伴い,中央区自治協議 会だより編集部会の委 員構成について,変更 が必要であるため。
(編制見直し後)・地域活性化部会・福祉・安心安全部会・地域と学校部会・水辺とみなと部会・中央区自治協議会だより編集部会	(編制見直し前)拠点と賑わいのまち部会人にやさしい暮らしのまち部会水辺とみなとのまち部会中央区自治協議会だより編集部会	